

2008年4月10日  
(平成20年)

藤沢市長 海老根靖典様

藤沢市個人情報保護制度  
運営審議会会長 畠山 関之

国民健康保険被保険者に対する保健思想の普及事務に係るコンピュータ処理について（答申）

2008年3月31日付けで諮問（第316号）された国民健康保険被保険者に対する保健思想の普及事務に係るコンピュータ処理について次のとおり答申します。

## 1 審議会の結論

藤沢市個人情報の保護に関する条例（平成15年藤沢市条例第7号）第18条の規定によるコンピュータ処理をする必要があると認められる。

## 2 実施機関の説明要旨

実施機関の説明を総合すると、本事務の実施に当たりコンピュータ処理をする必要性は次のとおりである。

### (1) 諮問に至る経過

平成20年4月1日施行の「健康保険法等の一部を改正する法律」により、「老人保健法」が「高齢者の医療の確保に関する法律」に改正され、これまで40歳以上の市民を対象に実施してきた基本健康診査が、成人病の予防を目的とする「特定健康診査及び特定保健指導」（以下「特定健診等」という。）に変わり、その実施主体は各医療保険の保険者となった。

これまでの基本健康診査は、衛生部門の市民健康課が所管していたが、4月からは、国民健康保険（以下「国保」という。）の保険者として特定健診等を行うこととなることから、国保の所管課である保険年金課において特定健診等を実施することになる。

具体的には、藤沢市医師会と委託契約を結び、被保険者が医療機関で受診した結果の健診データ（紙ベース）を市に提出してもらい、このデータを市が業

者に委託して電子化したものを、神奈川県国民健康保険団体連合会（以下「連合会」という。）との委託契約の中で管理してもらうことになる。このデータを管理する方法として、連合会のサーバーと本市の端末とのネットワークを利用したコンピュータ処理を行うことになる。

そこで、この新しい業務において取り扱う個人情報について、コンピュータ処理をするにあたり、その適否について諮問するものである。

(2) コンピュータ処理する必要性

主に次の3点の理由から、特定健診等にかかる個人情報をコンピュータにより処理したい。

ア 特定健診等の対象となる被保険者は、40歳以上74歳以下の国保加入者で、約7万3000人と数が多く、特定健診等のデータの蓄積、管理、抽出、加工等の作業が、コンピュータを利用することにより、より簡便に効率よく執行できる。

イ 特定健診等のデータを市で自己管理する場合には、国保システムの改修にかかる費用の発生やデータ管理に係る人的労力の発生などのコストがかかり、連合会に管理委託し、端末によりデータの送受信を行う方がコストが低い。

ウ 専用ネットワークの使用やデータの暗号化などセキュリティの強化により、伝送による情報交換処理は、記憶媒体の交換よりも安全性が優れている。

なお、上記処理にあたり、職員の個人認証を行うためのデータとして指静脈データ、個人ID番号及びパスワードを使用する。

(3) コンピュータ処理する個人情報

ア 特定健診受診券情報

イ 保健指導利用券情報

ウ 健診結果情報

エ 保健指導情報

オ 指静脈データ

カ 個人ID番号及びパスワード

(4) コンピュータ処理する内容

連合会のサーバーと保険年金課の端末を専用回線で結び、次の処理を行う。

ア 国保加入者情報の蓄積・加除・検索・抽出

イ 健診データの蓄積・管理・検索・抽出

ウ 階層化・保健指導対象者のデータ蓄積・管理・検索・抽出

(5) 安全対策

ア データの送受信について

連合会との専用ネットワークを使用し、外部からのアクセスを許可せず、個人情報の漏洩を防止する。また、送受信の際は、連合会で講じたセキュリ

ティー対策（暗号化）により、個人情報を保護する。

イ 端末に係る操作者の制限

端末起動時及びスクリーンセイバー解除時に、指静脈データ、ID及びパスワードを設定し、操作者を限定することにより、不正アクセスの防止に努める。

ウ 特定健診等データ管理システムに係る操作者の制限

システムログイン時にIDとパスワードを設定し、操作者を限定することにより、不正アクセスの防止に努める。

エ 磁気テープ（MT）の管理

特定健診の対象者のリストを毎月MTで連合会に送付する際には、本市と委託契約を結んだ専門業者が、施錠したケースに入れて本市と連合会のみを往復するので、安全性は委託契約書により確保される。

オ 日常的な安全対策

「藤沢市コンピュータシステム管理運営規程」を遵守する。

なお、連合会では「神奈川県国民健康保険団体連合会個人情報保護規則」が制定されており、個人情報の保護や適正な取扱いに努めている。

(6) 実施時期

平成20年4月20日

(7) 提出資料

ア 特定健診・特定保健指導実施に係る個人情報の取扱について

イ 特定健診等データ管理システムインターフェース仕様

ウ ㊸藤沢市特定健康診査 診査票

エ 藤沢市コンピュータシステム管理運営規程

オ 神奈川県国民健康保険団体連合会個人情報保護規則

カ 個人情報取扱事務届出書

3 審議会の判断理由

当審議会は、次に述べる理由により、審議会の結論のとおり判断をするものである。

(1) コンピュータ処理をする必要性について

ア 特定健診等の対象となる被保険者は、40歳以上74歳以下の国保加入者で、約7万3000人と数が多く、特定健診等のデータの蓄積、管理、抽出、加工等の作業が、コンピュータを利用することにより、より簡便に効率よく執行できる。

イ 特定健診等のデータを市で自己管理する場合には、国保システムの改修にかかる費用の発生やデータ管理に係る人的労力の発生などのコストがかかり、

連合会に管理委託し、端末によりデータの送受信を行う方がコストが低い。  
ウ 専用ネットワークの使用やデータの暗号化などセキュリティの強化により、伝送による情報交換処理は、記憶媒体の交換よりも安全性が優れている。  
なお、上記処理にあたり、職員の個人認証を行うためのデータとして指静脈データ、個人ID番号及びパスワードを使用する。

以上のことから判断すると、コンピュータ処理をする必要性が認められる。

## (2) 安全対策について

実施機関では、安全対策として以下アからオまでに掲げる措置を講じていることとしている。

### ア データの送受信について

連合会との専用ネットワークを使用し、外部からのアクセスを許可せず、個人情報の漏洩を防止する。また、送受信の際は、連合会で講じたセキュリティ対策（暗号化）により、個人情報を保護する。

### イ 端末に係る操作者の制限

端末起動時及びスクリーンセイバー解除時に、指静脈データ、ID及びパスワードを設定し、操作者を限定することにより、不正アクセスの防止に努める。

### ウ 特定健診等データ管理システムに係る操作者の制限

システムログイン時にIDとパスワードを設定し、操作者を限定することにより、不正アクセスの防止に努める。

### エ 磁気テープ（MT）の管理

特定健診の対象者のリストを毎月MTで連合会に送付する際には、本市と委託契約を結んだ専門業者が、施錠したケースに入れて本市と連合会のみを往復するので、安全性は委託契約書により確保される。

### オ 日常的な安全対策

「藤沢市コンピュータシステム管理運営規程」を遵守する。

なお、連合会では「神奈川県国民健康保険団体連合会個人情報保護規則」が制定されており、個人情報の保護や適正な取扱いに努めている。

以上のことから判断すると、安全対策上の措置が施されていると認められる。

以 上